

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八条の二まで（現行のとおり） （省エネルギー性能目標値の設定）</p> <p>第八条の三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から八まで（現行のとおり）</p> <p>九 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>4 条例第十七条の四の規定による建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の設定は、当該建築物において、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める事項について行わなければならない。</p> <p>一 当該建築物のうち、第二項第一号から第八号までに規定する用途に供する部分（当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。）各部分ごとの建築物の熱負荷の低減</p> <p>二 当該建築物の全体（第二項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八条の二まで（略） （省エネルギー性能目標値の設定）</p> <p>第八条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から八まで（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 条例第十七条の四の規定による建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の設定は、当該建築物において、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める事項について行わなければならない。</p> <p>一 第二項第一号に規定する用途に供する部分（延べ面積が二千平方メートル以上のものに限る。）建築物の熱負荷の低減</p> <p>二 第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分（当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上</p>

トル以上である場合に限る。) 設備システムのエネルギーの使用の合理化

第八条の四 (現行のとおり)

(エネルギー有効利用計画書の作成等)

第八条の五 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 特定開発事業において特別大規模特定建築物の新築等をしよ
うとする場合 当該特別大規模特定建築物に係る次に掲げる日
のいずれか早い日(以下この号において「特定日」という。)(当
該特別大規模特定建築物が複数ある場合にあつては、特定日
のうち最も早い日)の百八十年前

ア 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項
の規定による確認(同法第六条の二第一項の規定による確認
を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知
(以下「建築確認申請等」という。)の日

イ 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第
八十四号)第九条第一項の規定による集約都市開発事業計画
の認定の申請又は同法第五十三条第一項の規定による低炭素
建築物新築等計画の認定の申請(以下「低炭素化法に基づく
認定申請」という。)の日

二 前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業において新築等
をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日
(以下この号、次条第二項第二号及び第八条の七第二項におい

であるものに限る。) 建築物の熱負荷の低減及び設備システム
のエネルギーの使用の合理化

第八条の四 (略)

(エネルギー有効利用計画書の作成等)

第八条の五 (略)

2 (略)

一 特定開発事業において特別大規模特定建築物の新築等をしよ
うとする場合 当該特別大規模特定建築物に係る建築基準法
(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定に基づ
く確認(同法第六条の二第一項に規定する確認を含む。)の申請又
は同法第十八条第二項の規定に基づく通知(以下「建築確認申
請等」という。)の日(当該特別大規模特定建築物が複数ある場
合にあつては、最初の建築確認申請等の日)の百八十年前

二 前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業において新築等
をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日(当該建築物
が複数ある場合にあつては、最初の建築確認申請等の日)の百

て「特定日」という。(当該建築物が複数ある場合にあっては、

特定日のうち最も早い日)の百八十日前

ア 建築確認申請等の日

イ 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 (現行のとおり)

(エネルギー有効利用計画書の変更の届出)

第八条の六 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 前号に掲げる場合以外の場合 特定日(当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日)

ア 建築確認申請等の日

イ 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 (現行のとおり)

(特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表)

第八条の七 (現行のとおり)

2 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、特定日(当該建築物が複数ある場合にあっては、特定日のうち最も早い日)の少なくとも三十日前から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日(当該建築物が複数ある場合にあっては、全ての当該建築物の新築等に係る工事が完了する日)までの間行わなければならない。

一 建築確認申請等の日

八十日前

3 (略)

(エネルギー有効利用計画書の変更の届出)

第八条の六 (略)

2 (略)

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業者において新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日(当該建築物が複数ある場合にあっては、最初の建築確認申請等の日)

3 (略)

(特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表)

第八条の七 (略)

2 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、特定開発事業者において新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日の少なくとも三十日前から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日までの間(当該建築物が複数ある場合にあっては、最初の建築確認申請等の日の少なくとも三十日前からすべての当該建築物の新築等に係る工事が完了する日までの間)行わなければならない。

二 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 (現行のとおり)

第八条の八 (現行のとおり)

(地域エネルギー供給計画書の作成等)

第八条の九 (現行のとおり)

2 条例第十七条の十一第一項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日(以下この項において「特定日」という。)(当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日)の百二十日前とする。

一 建築確認申請等の日

二 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 (現行のとおり)

第八条の十 (現行のとおり)

(特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十一 (現行のとおり)

2 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給を行う建築物のうち次に掲げる日のいずれか早い日(以下この項において「特定日」と

い。

3 (略)

第八条の八 (略)

(地域エネルギー供給計画書の作成等)

第八条の九 (略)

2 条例第十七条の十一第一項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日(当該建築物が複数ある場合にあつては、最初の建築確認申請等の日)の百二十日前とする。

3 (略)

第八条の十 (略)

(特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十一 (略)

2 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給を行う建築物のうち最初に新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日の少

いう。)(当該建築物が複数ある場合にあつては、特定日のうち最も早い日)の少なくとも三十日前から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。

一 建築確認申請等の日

二 低炭素化法に基づく認定申請の日

3 (現行のとおり)

第八条の十二から第八条の十七まで (現行のとおり)

(地域冷暖房区域指定に係る説明等)

第八条の十八 条例第十七条の十八第三項第一号に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物(増築の場合にあつては、増築部分に限る。)について、第八条の三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

2 条例第十七条の十八第三項第二号に規定する規則で定める規模は、第八条の三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第九号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

3 (現行のとおり)

第八条の十九から第九条の二まで (現行のとおり)

なくとも三十日前から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。

3 (略)

第八条の十二から第八条の十七まで (略)

(地域冷暖房区域指定に係る説明等)

第八条の十八 条例第十七条の十八第三項第一号に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物(増築の場合にあつては、増築部分に限る。)について、第八条の三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第八号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

2 条例第十七条の十八第三項第二号に規定する規則で定める規模は、第八条の三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第八号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

3 (略)

第八条の十九から第九条の二まで (略)

(特別大規模特定建築物の規模等)

第九条の三 (現行のとおり)

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項各号に掲げる用途とする。

3 (現行のとおり)

4 条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準の値は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める値以上とする。

一 当該特別大規模特定建築物のうち、第八条の三第二項第一号から第八号までに規定する用途に供する部分(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である部分に限る。)(各部分ごとの別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値

二 当該特別大規模特定建築物の全体(第八条の三第二項第一号から第九号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。)(別表第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減率の値

(建築物環境計画書の作成等)

第十条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める日は、次に掲げ

(特別大規模特定建築物の規模等)

第九条の三 (略)

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までの用途(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である当該各用途に限る。)とする。

3 (略)

4 条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準の値は、別表第一の五の上欄に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値の区分に応じ、当該下欄に定める設備システムのエネルギー利用の低減率以上とする。

(建築物環境計画書の作成等)

第十条 (略)

2 (略)

3 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める日は、建築確認

る日のいずれか早い日の三十日前とする。

一 建築確認申請等の日

二 低炭素化法に基づく認定申請の日

第十条の二及び第十一条（現行のとおり）

（建築物環境計画書の変更の届出）

第十二条（現行のとおり）

2 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、マンション環境性能表示に変更が生じない場合であつて、次に掲げる場合とする。

一 条例第二十一條第三号に掲げる事項の変更にあつては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更（建築物の主たる用途の変更又は第八條の三第二項各号の各用途の延べ面積のうち、いずれかの用途が新たに二千平方メートル以上になる変更を除く。）をする場合

二及び三（現行のとおり）

3及び4（現行のとおり）

第十三条から第八十三条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第一の四まで（現行のとおり）

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値（第九條の三関係）

建築物の熱負荷の低減率	○
設備システムのエネルギー利用の低減率	○

申請等の日の三十日前とする。

第十条の二及び第十一条（略）

（建築物環境計画書の変更の届出）

第十二条（略）

2 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、マンション環境性能表示に変更が生じない場合であつて、次に掲げる場合とする。

一 条例第二十一條第三号に掲げる事項の変更にあつては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更（建築物の主たる用途の変更又は第八條の三第二項第二号から第八号までの各用途の延べ面積のうち、いずれかの用途が新たに二千平方メートル以上になる変更を除く。）をする場合

二及び三（略）

3及び4（略）

第十三条から第八十三条まで（略）

別表第一から別表第一の四まで（略）

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値（第九條の三関係）

建築物の熱負荷の低減率	設備システムのエネルギー利用の低減率
五未満	十

備考

- 一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A=100 \times \left\{ 1 - \left(\frac{\text{PALの値}}{\text{PALの基準値}} \right) \right\}$$

この式においてA、PALの値及びPALの基準値は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

PALの値 エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「判断基準」という。）

I 第一 一 一 一 三（一）に定めるところにより求めた特定建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床

備考

- 一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A=100 \times \left\{ 1 - \left(\frac{\text{PALの値}}{\text{PALの基準値}} \right) \right\}$$

この式においてA、PALの値及びPALの基準値は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

PALの値 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十一年通商産業省・建設省告示第一号。以下「判断基準」という。）

一 一 一 三（一）に定めるところにより求めた特定建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の

五以上十未満	九
十以上十五未満	八
十五以上二十未満	七
二十以上二十五未満	六
二十五以上	五

面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値
 PALの基準値 当該特定建築物の用途ごとに、判断基準別
 表第一の(3)欄に掲げる数値に判断基準I第一―――
 三(二)に定めるところにより求めた規模補正係数を乗じて
 得た値

二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式により
 算出した値をいう。

$$ERR = (1 - BEI) \times 100$$

この式において、ERR及びBEIは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ERR 設備システムのエネルギー利用の低減率

BEI 次の(一)から(三)までの建築物の部分の一次エネルギー消費率

(一) 第八条の三第二項第一号に規定する用途（以下「住宅用途」という。）に供する部分

$$ERR_{all} = \frac{E_{HT,all}}{E_{HST,all}}$$

合計（単位 平方メートル）で除して得た値
 PALの基準値 当該特定建築物の用途ごとに、判断基準別
 表第一の(3)欄に掲げる数値に判断基準―――三(二)に定め
 るところにより求めた規模補正係数を乗じて得た値

二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式により
 算出した値をいう。

$$ERR = \left\{ 1 - (1 - K) \frac{E_T + 0.4 (E_{AC} + E_L)}{E_{ST} + 0.4 (E_{SAC} + E_{SL})} \right\} \times 100$$

$$E_T = E_{AC} + E_V + E_L + E_{HV} + E_{EV}$$

$$E_{ST} = E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SHV} + E_{SEV}$$

$$K = K(C) + K(S) + K(O) = \frac{E(C) + E(S) + E(O)}{E_T}$$

これらの式において、ERR、K、E、E^{AC}、E^V、E^L、E^{HV}、E^{EV}、E^{SAC}、E^{SV}、E^{SL}、E^{SHV}、E^{SEV}及びE^(C)は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ERR エネルギー利用の低減率

K エネルギー利用効率化設備（太陽光発電システム、コ―

$$E_{HST,all} = \sum_{i=1}^n E_{HST,i} + E_{HSK}$$

$$E_{HT,all} = \sum_{i=1}^n E_{HT,i} + E_{HSK}$$

これらの式において、 $E_{HST,all}$ 、 $E_{HST,i}$ 、 E_{HST} 、 E_{HSK} 、 n 、 $E_{HT,i}$ 、 E_{HT} 、 E_{HK} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{HST,all}$ 住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

$E_{HST,i}$ n 戸の単位住戸（一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅における一の住戸をいう。以下同じ。）の部分の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

E_{HST} 判断基準I第二二二二二二二二二二により求める単位住戸の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）

ジェネレーションシステムその他の建築物全体として年間一次エネルギー消費量の低減を図れる設備をいう。を設置した場合の特定建築物の年間一次エネルギー消費量の低減率

E_{AC} 判断基準二一三二一により求める空気調和負荷を処理するための空気調和設備の消費エネルギー量（単位 メガジュール）

E^V 判断基準三二一により求める換気消費エネルギー量（単位 メガジュール）

E^L 判断基準四一三二一により求める照明消費エネルギー量（単位 メガジュール）

E^{HW} 判断基準五二一により求める給湯消費エネルギー量（単位 メガジュール）

E^{EV} 判断基準六二一により求めるエレベーター消費エネルギー量（単位 メガジュール）

E^{SAC} 判断基準二一三二二により求める仮想空気調和負荷に判断基準別表第一（は欄に定める数値のうち当該用途に係る数値を乗じて得た値）（単位 メ

年につきギガジュール)

E_{HSK} 判断基準 I 第二 二 二―二(二)により求める

共同住宅の共用部分の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

n 単位住戸の数

$E_{HT, all}$ 住宅用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

$E_{HT, i}$ $\sum_{i=1}^n$ n 戸の単位住戸の部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_{HT} 判断基準 I 第二 二 二―三(一)により求める
単位住戸の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_{HK} 判断基準 I 第二 二 二―三(二)により求める
共同住宅の共用部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

ガジュール)

E_{SV} 判断基準三―三(二)により求める仮想換気消費

エネルギー量に判断基準別表第一(に)欄に定める
数値のうち当該用途に係る数値を乗じて得た値
(単位 メガジュール)

E_{SL} 判断基準四―三(二)により求める仮想照明消費
エネルギー量に判断基準別表第一(ほ)欄に定める
数値のうち当該用途に係る数値を乗じて得た値
(単位 メガジュール)

E_{SEW} 判断基準五―三(二)により求める仮想給湯負荷
に判断基準別表第一(へ)欄に定める数値を乗じて
得た値(単位 メガジュール)

E_{SEV} 判断基準六―三(二)により求める仮想エレベ
ーター消費エネルギー量に判断基準別表第一(と)欄
に定める数値のうち当該用途に係る数値を乗じ
て得た値(単位 メガジュール)

$K^{(c)}$ コージェネレーションシステムを設置した場合の特定建築物の年間一次エネルギー消費量の

(ロ) 第八条の三第二項第二号から第九号までに規定する用途

(以下「非住宅用途」という。)に供する部分

$$BEI = \frac{E_T}{E_{ST}}$$

この式において、 E_{ST} 及び E_T は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 判断基準I第一 二 二―二により求める非住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_T 判断基準I第一 二 二―三により求める非住宅用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

(三) 住宅用途及び非住宅用途に供する建築物(以下「複合建築物」という。)の全体

$$BEI = \frac{E_{Total}}{E_{STotal}}$$
$$E_{STotal} = E_{ST} + E_{HST,all}$$

低減率

$K^{(s)}$ 太陽光発電システムを設置した場合の特定建築物の年間一次エネルギー消費量の低減率

$K^{(o)}$ その他の設備を設置した場合の特定建築物の年間一次エネルギー消費量の低減率

$E^{(c)}$ コージェネレーションシステムによる特定建築物の年間一次エネルギー消費量の低減量(単位メガジュール)

$E^{(s)}$ 太陽光発電システムの発電量(単位メガジュール)

$E^{(o)}$ その他の設備による特定建築物の年間一次エネルギー消費量の低減量(単位メガジュール)

$$E_{Total} = E_r + E_{HT, all}$$

これらの式において、 E_{STotal} 、 E_{ST} 、 $E_{HST, all}$ 、 E_{Total} 、 E_r 、 E 及び $E_{HT, all}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{STotal} 複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量
(単位 一年につきギガジュール)

E_{ST} (二)に掲げる非住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきギガジュール)

$E_{HST, all}$ (一)に掲げる住宅用途に供する部分の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきギガジュール)

E_{Total} 複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量
(単位 一年につきギガジュール)

第3号様式の2 (第10条関係)

建築物設計図書

[建物番号]

- 特定建築物の氏名等

特定建築物主	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	所
所在地	氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	所
設計者	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	所
施工者	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	所
計画書の担当者	氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	所
- 特定建築物等の名称及び所在地

特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
- 特定建築物等の概要

新築・増築の区別		工事着手	工事完了	
工事期間(予定)		年 月 日	年 月 日	
敷地面積	㎡	建築面積	㎡	
延べ面積	㎡			
用途別床面積	住宅等	㎡	飲食店等	㎡
	ホテル等	㎡	商業施設等	㎡
	病院等	㎡	工場等	㎡
	百貨店等	㎡	その他()	㎡
	事務所等	㎡	()	㎡
学校等	㎡	()	㎡	
建築物の高さ				
階数				
高さ				
- エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る対策への配慮のための措置並びにその取組状況の評価
別紙「取組・評価書」のとおり
- 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する検討状況
別紙「再生可能エネルギー利用設備導入検討シート」のとおり
 導入する 導入しない
- 省エネルギー性能基準に対する適合状況
 対象となる用途のすべてが適合 適合しない用途がある
 対象となる用途がない
- エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況
 対象となる用途のすべてが適合 適合しない用途がある
 対象となる用途がない

(日本工業規格A列4号)

別表第二から別表第二十まで (現行のとおり)
別記第一号様式から第三号様式まで (現行のとおり)
別記第三号様式の二

E_{IT, all}

E_T

(二)に掲げる非住宅用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

(-)に掲げる住宅用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

第3号様式の2 (第10条関係)

建築物設計図書

[建物番号]

- 特定建築物の氏名等

特定建築物主	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	所
所在地	氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	所
設計者	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	所
施工者	氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	所
計画書の担当者	氏名 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	所
- 特定建築物等の名称及び所在地

特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
- 特定建築物等の概要

新築・増築の区別		工事着手	工事完了	
工事期間(予定)		年 月 日	年 月 日	
敷地面積	㎡	建築面積	㎡	
延べ面積	㎡			
用途別床面積	住宅等	㎡	飲食店等	㎡
	ホテル等	㎡	商業施設等	㎡
	病院等	㎡	工場等	㎡
	百貨店等	㎡	その他()	㎡
	事務所等	㎡	()	㎡
学校等	㎡	()	㎡	
建築物の高さ				
階数				
高さ				
- エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る対策への配慮のための措置並びにその取組状況の評価
別紙「取組・評価書」のとおり
- 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する検討状況
別紙「再生可能エネルギー利用設備導入検討シート」のとおり
 導入する 導入しない
- 省エネルギー性能基準に対する適合状況
 対象となる用途のすべてが適合 適合しない用途がある
 対象となる用途がない
- エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況
 対象となる用途のすべてが適合 適合しない用途がある
 対象となる用途がない

(日本工業規格A列4号)

別表第二から別表第二十まで (略)
別記第一号様式から第三号様式まで (略)
別記第三号様式の二

別記第三号様式の三から第三十九号様式まで (現行のとおり)

別記第三号様式の三から第三十九号様式まで (略)